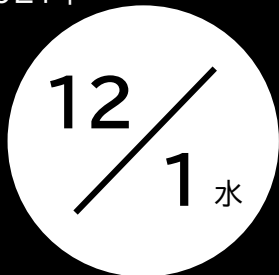


# 守口市事業活動

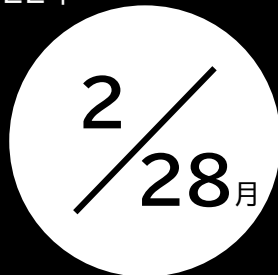
# 継続支援金

全業種  
対象

2021年



2022年



~

法人 20 万円

個人事業主 10 万円

※ 要件・手続などは裏面を参照してください。

コールセンター (9:00~17:30 (土・日曜日、祝日を除く。))

電話番号 06-6997-6430

URL:<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shiminseikatsubu/ch/iikishinkoka/sangyoshinkokigyoshien/iigyousyasien/iigyoshien2021.html>



## 1 守口市事業活動継続支援金とは

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う売上の減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えするための給付する支援金です。

## 2 給付対象要件

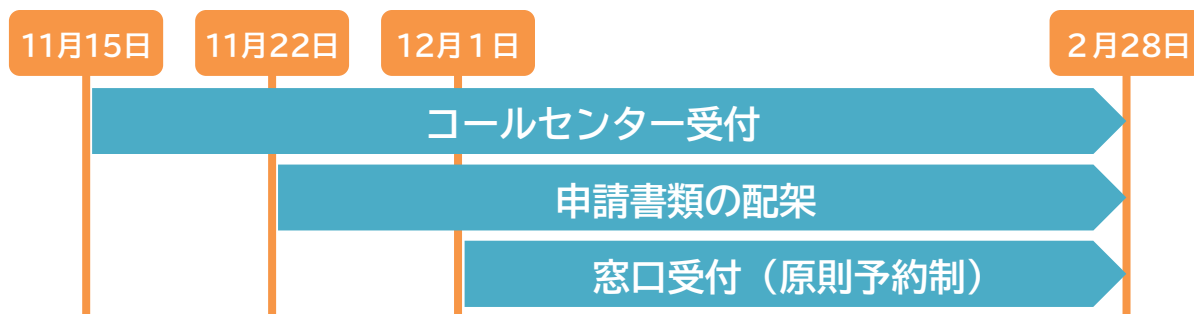
令和3年3月31日以前に開業・設立し、営業実態のある中小企業等（全業種対象）で次の（1）から（4）までの4つの要件を全て満たすことが必要です。

- （1）令和3年3月31日・申請日において守口市内に事業所を有していること。
- （2）令和3年の任意の月の売上額が前年又は前々年同月比で30%以上減少していること。
- （3）大阪府の大規模施設等協力金、営業時間短縮協力金を受給していないこと。
- （4）国の一時支援金、月次支援金を受給していないこと。

## 3 申請手続き

### （1）申請期間

令和3年12月1日（水）～ 令和4年2月28日（月）



### （2）申請方法

原則窓口受付（市役所6階研修室602）・原則予約制（電話予約）

### （3）提出書類（※詳細は、申請要領参照）

- ① 守口市事業活動継続支援金申請書
- ② 令和3年3月31日以前から申請日まで営業を行っていることがわかる書類
- ③ 売上の減少が確認できる書類
- ④ 本人確認書類
- ⑤ 口座情報が確認できる書類

※ 申請書類一式は、11月22日から市ホームページや市内各コミュニティセンターで入手可能です。受付窓口では、12月1日から配付します。